平成２４年（フ）第８９７号
神戸市北区鹿の子台北町６丁目25番１号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町二子433番地の１
債務者　西田　才人
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３７号
神戸市長田区花山町１丁目１番16号　竹林文化
債務者　大野　英樹
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３９号
神戸市中央区筒井町３丁目１番29号　シティ春日野401
債務者　町田　静世
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５１号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６　エバーグリーンポートアイランド10号棟406号
債務者　平井　由美
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３０号
兵庫県尼崎市次屋１丁目８番６号
債務者　小柳　勇治
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８２号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目17番19号、前住所兵庫県西宮市すみれ台２丁目10番地６
債務者　華庖丁まさ木こと　正木　数義
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８３号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目17番19号、前住所兵庫県西宮市すみれ台２丁目10番地６
債務者　正木トミエ
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２５号
兵庫県西宮市北口町27番20号
債務者　松井　崇弘
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３９号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目２番31号スクールサイドテラス102号、前住所神戸市灘区鶴甲２丁目９番17号301号
債務者　香川　安子（旧姓瀬尾）
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５１号
広島市佐伯区八幡が丘２丁目９番７号
債務者　川嵜真理子
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９１号
広島市安佐北区深川３丁目２番17―102号
債務者　石井設備こと　石井　幸雄
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５７号
広島市安佐南区大塚西３丁目２番３―215号
債務者　河村みゆき
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９７号
広島県安芸郡海田町南幸町10番37号
債務者　石田　啓子
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９３号
愛媛県松山市古三津３丁目３番３号
債務者　福島さおり
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１７号
沖縄県南城市玉城字親慶原123番地　県営親ケ原団地２号棟403号
債務者　糸数　　翼
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１８号
沖縄県南城市玉城字親慶原123番地　県営親ケ原団地２号棟403号
債務者　糸数　綾乃
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８０号
福島県郡山市横塚６丁目５番13号
債務者　伊藤二治夫
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係